



4月から年金の額が 変わりました

国民年金や厚生年金保険などの公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で、前年の全国消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の年金額を自動的に改定する物価スライドが行われることになっています。

これまで、平成12年度から平成14年度の年金額については、全国消費者物価指数は下落しましたが、特例法により年金額が据え置かれてきました。

平成15年度(平成15年4月分から)の年金額については、本来であれば、平成11年から14年までの全国消費者物価指数の下落分マイナス2.6%(平成11年マイナス0.3%、平成12年マイナス0.7%、平成13年マイナス0.7%、平成14年マイナス0.9%)が引き下げられることになっています。

しかし、現在の社会経済情勢をふまえ、平成15年度は特例法により、平成14年消費者物価下落分(マイナス0.9%)のみ年金額が引き下げられました。

なお、国民年金、厚生年金保険の年金受給者宛に、年金改定通知書と年金振込(送金)通知書を併せて6月中旬までに社会保険業務センターから送付されます。

改正後の年金額一覧

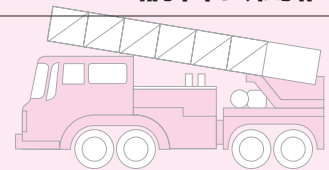
	平成14年4月～	平成15年4月～
老齢基礎年金(満額)	804,200円	797,000円
障害基礎年金(1級)	1,005,300円	996,300円
(2級)	804,200円	797,000円
遺族基礎年金(子1人のある妻)	1,035,600円	1,026,300円
老齢福祉年金	412,000円	408,300円

変わりました!!



消防署

甲種防火管理者 講習会開催



過去の多数の死傷者を出した火災は、人の不注意により発生したものが多くあり、更に防災設備の不備や初期消火の失敗などによりその被害を大きくしています。

そこで、学校、病院、百貨店やそれ以外の多くのかたが出入りする事業所などには、法律で防火管理者を選任するよう義務付けられています。

防火管理とは、その事業所から、火災の発生を防ぐとともに、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、二重三重の対策を考え実践することをいいます。

羽島郡広域連合消防本部では、防火管理者の資格を取得するための「甲種防火管理者講習会」を次のとおり開催します。多くのかたの受講をお待ちして



います。

【目的】消防法で定める甲種防火管理者の資格取得

【月日】8月7日(木)・8日(金)

【時間】午前9時30分～午後4時50分

【場所】羽島郡広域連合消防本部 3階大会議室

【定員】60人

【申込期間】7月1日(火)～31日(木)

【申込方法】テキスト代3,500円を添えて直接消防本部予防課へ(郵送は不可)

【問合先】羽島郡広域連合消防本部予防課 ☎388・1198

98